

陸上貨物輸送分野における経済安全保障推進法の
特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）

「省令」 国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年国土交通省令第62号）

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章、政令及び省令において使用する用語の例によるものとする。

令和7年8月1日

問 1

一般貨物自動車運送事業の特定重要設備として、省令で事業用自動車の配車計画及び運行計画（問 2 及び問 4 において「配車計画等」といいます。）を作成する機能や、貨物の種類、貨物の到着地及び荷受人、貨物の現在地その他の貨物の運送に係る情報（問 2 及び問 4 において「貨物運送情報」といいます。）を確認するための機能を有するシステムと記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

(答)

- 具体的には、以下のいずれかに該当する設備が一般貨物自動車運送事業の特定重要設備として該当します。
 - ・ 配車計画や運行計画を作成する機能を有するシステム
 - ・ 貨物の種類や現在地、届け先を管理する機能を有するシステム

問 2

一般貨物自動車運送事業の構成設備として、省令で以下のとおり記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- イ 配車計画等又は貨物運送情報の作成の用に供するサーバー
- ロ 配車計画等又は貨物運送情報を作成する機能を有するプログラム

(答)

- 具体的には、それぞれ以下のものが該当します。
 - ・ イ 配車計画、運行計画、貨物の種類・現在地・届け先のいずれかを管理するために必要なアプリケーションサーバーやデータベースサーバー
 - ・ ロ 配車計画、運行計画、貨物の種類・現在地・届け先のいずれかを管理する機能を有するアプリケーション

問 3

一般貨物自動車運送事業に係る特定重要設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

(答)

- 一般貨物自動車運送事業については、具体的には以下の行為が重要維持管理等として該当します。

【維持管理】

故障対応等の保守点検、構成設備のうち物理的な装置の交換、プログラムの更新など

【操作】

貨物の輸配送を安定的に行うための運用など

- 一方で、例えば設備内部へのアクセスを伴わない設備外観のみの点検や清掃など、特定重要設備の機能に影響を及ぼすおそれのない行為を行わせる場合は、重要維持管理等の委託に該当せず、届出等は不要となります。

問 4

一般貨物自動車運送事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

(答)

- 「特定重要設備の機能」とは、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用をいい、一般貨物自動車運送事業における特定重要設備の機能に関する変更には、配車計画等の作成に係る作用自体、貨物運送情報の管理に係る作用自体の変更（新たな作用の追加、作用の一部の除去、異なる作用への転換）が該当します。
- また、これに加え、作用自体を変更しなくとも、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムを変更する場合も含まれます。具体的にどのような変更が該当するかは個別の設備等ごとに異なり得るところ、あらかじめ相談窓口等を通じてご相談ください。
- なお、プログラムのアップデート等に伴い当該プログラムのバージョンや名称が変更される場合であっても、その変更が特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用に影響を及ぼさない場合には、「機能に関する変更」には該当しません。

問 5

陸上貨物輸送分野において、リスク管理措置の導入^⑭・重要維持管理等^⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

(答)

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、貨物自動車運送事業法となります。

- また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、本分野においては該当するものではありません。

改訂履歴（令和7年7月以降）

日付	問番号	改訂内容
2025-8-1	問 1, 2, 4	・特定重要設備及び構成設備の対象範囲等を規定する省令の改正（令和7年6月13日施行）に伴い、省令の改正内容にあわせて本解説の記載内容を修正